

新見市介護職員定着奨励金給付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

新見市長 戎 齊

新見市介護職員定着奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の介護サービス事業所に就職する者に対し、新見市介護職員定着奨励金(以下「奨励金」という。)を給付することにより、本市の介護人材を確保し、もって介護サービスの安定した提供に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所をいう。ただし、法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導または同条第12項に規定する福祉用具貸与あるいは同条第13条に規定する特定用具販売の事業を行う事業所を除く。
- (2) 介護職員等 介護サービス事業所に勤務し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に関する業務に直接的に従事する介護職員をいう。
- (3) 正規職員 新たに市内介護サービス事業所と労働契約を結んだ者であって、雇用期間の定めのない者又は継続して雇用する前提で試用期間等を定めている者

(給付金額及び給付対象期間)

第3条 奨励金は、次の各号の内いずれかの資格を有している者については、市内介護サービス事業所等へ就職した日から1年を経過する毎に10万円とし、給付対象期間は雇用開始日から起算して5年を限度とする。ただし、いずれの資格も有していない者については5万円とする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 社会福祉士

- (3) 看護師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 言語聴覚士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 介護職員初任者研修修了
- (9) 介護福祉士実務者研修修了
- (10) その他市長が認めたもの

2 前項でいずれの資格も有していない者が、給付対象期間内に前項各号のいずれかの資格を取得したときは、取得した翌年度から10万円とする。

(対象者要件)

第4条 奨励金の対象者は、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する者であること。
- (2) 令和6年4月1日以降、正規職員の介護職員等として新たに介護サービス事業所に就職し、現に雇用されている者であること。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励金の対象者としなない。

- (1) 就職した日の前日から起算して前1年以内に、市内介護サービス事業所に正規職員として勤務していないこと。ただし、その離職理由が第8条第1項第2号及び第3号の規定に該当しない者。
- (2) 新見市介護学生奨学支援金または新見市看護学生奨学支援金の給付を受けた者でないこと。
- (3) 新見市看護師定着奨励金の給付を受けた者でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する地方公務員である者

(奨励金受給者の認定)

第6条 奨励金の対象者の認定を受けようとする者は、新見市介護職員定着奨励金受給者認定申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用証明書
- (2) 資格を証明する書類の写し

2 市長は、前項の規定による認定申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者を奨励金受給者に認定し、新見市介護職員定着奨励金受給者認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 対象者の認定は1人1回限りとする。

4 奨励金受給者は、認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに新見市介護職員定着奨励金認定内容変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(給付申請等)

第7条 奨励金受給者は、奨励金の給付を受けようとするときは、新見市介護職員定着奨

励金給付申請書兼請求書（様式第4号）に、勤務証明書を添付して雇用期間が1年を経過する毎のそれぞれ6か月以内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による給付申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに奨励金受給者に対し奨励金を給付するものとする。

（給付の休止）

第8条 奨励金受給者は、以下の各号のいずれかに該当したときは、速やかに新見市介護職員定着奨励金給付休止届（様式第5号）にその事実を証する書類を添付し、市長に届け出なければならない。

- （1）休職したとき
- （2）雇用主の都合で離職したとき
- （3）その他、市長が特に相当と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定による届け出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、奨励金の給付を休止するものとし、休止した期間は、第3条に規定する給付期間から除外するものとする。ただし、除外する期間は3年を上限とする。

- 3 前項の規定により奨励金受給者の給付を休止した者は、休止した事由が解消したときは、速やかに新見市介護職員定着奨励金給付再開届（様式第6号）にその事実を証する書類を添付し、提出しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、奨励金受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金受給者の認定を取り消すものとする。

- （1）虚偽の申請等をした場合
- （2）第4条第1項第1号及び第2号に該当しないこととなった場合であって、第8条第1項の規定に該当しない場合

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、新見市介護職員定着奨励金受給者認定取り消し通知書（様式第7号）により奨励金受給者の認定を取り消した者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、前条第1項第1号の規定に該当することとして奨励金受給対象者の認定を取り消した場合において、既に奨励金が給付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。